

基本目標 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標 1 職場における男女の均等な取扱いを確保すること

1-I 男女の差別的取扱いを禁止すること

<実績目標>

- ・男女雇用機会均等法の遵守を図ること

【評価指標：雇用均等室における是正指導、個別紛争解決の援助の実施件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-II 実質的な男女均等取扱いを確保すること

<実績目標>

- ・企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進すること

【評価指標：企業におけるポジティブ・アクションに取り組む企業割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	実績	モニ	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

1-III 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止すること

<実績目標>

- ・男女雇用機会均等法の遵守を図ること

【評価指標：雇用均等室における是正指導の実施件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標 2 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

2-I パートタイム労働を魅力ある就業形態とすること

<実績目標>

- ・パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の取組を促進すること

【評価指標：短時間雇用管理者の選任数、パートタイム労働法の周知のための説明会等開催件数及び参加者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
-13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

2-II 在宅ワークを魅力ある就業形態とすること

<実績目標>

- ・在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知・啓発を図ること

【評価指標：在宅ワークハンドブック及び自主点検票の配布数、在宅ワーカー等からの相談件数、各種セミナーの受講者数】

- ・在宅ワーカーの自己診断システムや自己PR様式等の在宅ワーカー情報の提供によるトラブルの未然防止を図ること

【評価指標：自己診断システムの利用者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	在宅ワーカー自己診断システムの本格稼働は平成14年度から
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標3 働きながら子どもを産み育てることを容易にする雇用環境を整備すること

と

- 3-I 育児・介護休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境を整備すること
- <実績目標>
- ・育児・介護休業を取りたい人が全て休業を取得できるようにすること
(取得率を上げること)
【評価指標：男女の育児休業取得率】
 - ・育児・介護休業制度を定着させること
【評価指標：育児・介護休業制度を規定している事業所の割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	平成14、16年に実施する女性雇用管理基本調査の結果を使用する。
実績	実績	モ二	実績	モ二	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

- 3-II 育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備すること
- <実績目標>
- ・ファミリー・サポート・センターの設置を拡大させること
【評価指標：ファミリー・サポート・センターの設置ヶ所数】
 - ・勤務時間短縮等の措置を普及させること
【評価指標：勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合】
 - ・子供の看護休暇制度を普及させること
【評価指標：看護休暇制度を規定している事務所の割合】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	平成14、16年に実施する女性雇用管理基本調査の結果を使用する。(勤務時間短縮等、子供の介護休暇制度)
実績	実績	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
新エンゼルプラン(ファミリー・サポート・センター)(平成16年度終了)					

3-III 職場優先の企業風土を是正すること

<実績目標>

- ・仕事と家庭の両立に関する意識啓発を図ること

【評価指標：】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標4 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供すること

4-I 必要な人が利用できる保育サービスを確保すること

<実績目標>

- ・低年齢児受入枠を平成16年度までに68万人に拡大すること

【評価指標：低年齢児受入枠(平成12年度 59.3万人)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
新エンゼルプラン(平成16年度終了)					

4-II 多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

<実績目標>

- ・延長保育実施ヶ所を平成16年度までに10,000ヶ所にすること

【評価指標：延長保育実施ヶ所(平成12年度 8,052ヶ所)】

- ・休日保育実施ヶ所を平成16年度までに300ヶ所にする事
【評価指標：休日保育実施ヶ所（平成12年度 152ヶ所）】
- ・乳幼児健康支援一時預かりを行う市町村を平成16年度までに500市町村にする事
【評価指標：乳幼児健康支援一時預かりを行う市町村（平成12年度 132ヶ所）】
- ・一時保育実施ヶ所を平成16年度までに3,000ヶ所にする事
【評価指標：一時保育実施ヶ所（平成12年度 1,700ヶ所）】
- ・地域子育て支援センターを平成16年度までに3,000ヶ所にする事
【評価指標：地域子育て支援センター（平成12年度 1,376ヶ所）】
- ・多機能保育所を平成16年度までに2,000ヶ所整備する事
【評価指標：多機能保育所（平成12年度 333ヶ所）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
新エンゼルプラン（平成16年度終了）					

施策目標5 子どもが健全に育成される社会を実現すること

5-I 放課後児童を健全に育成すること

<実績目標>

- ・放課後児童クラブを平成16年度までに11,500ヶ所にする事
【評価指標：放課後児童クラブ（平成12年度 9,500ヶ所（予算ベース））】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
新エンゼルプラン（平成16年度終了）					

5-II 子育て家庭を経済的に支援すること

<実績目標>

- ・児童手当制度の適正な運営を図ること
【評価指標：児童手当支給件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

施策目標6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること

6-I 児童虐待や配偶者による暴力を早期に発見し早期に対応すること

<実績目標>

- ・虐待等の早期発見・早期対応のための体制を整備すること

【評価指標：児童相談所の虐待に関する相談処理件数、婦人相談所の配偶者による暴力に関する相談処理件数、立入り調査実施件数、一時保護件数、児童家庭支援センター設置数、児童虐待防止市町村ネットワーク設置数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	総合	総合	総合	総合	
13	-14	-15	-16	-17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）附則第2条の規定により平成15年を目途に検討を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）附則第3条の規定により平成17年を目途に検討が加えられることとなっている。					

6-II 児童虐待や配偶者による暴力を受けた場合に適切に保護すること

<実績目標>

- ・被害者の受入れ体制を整備すること

【評価指標：被虐待児個別対応職員を配置する児童養護施設数、心理療法担当職員を配置する児童養護施設・母子生活支援施設数、情緒障害児短期治療施設の施設数、DVセンター設置数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	総合	総合	総合	総合	
13	-14	-15	-16	-17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）附則第2条の規定により平成15年を目途に検討を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）附則第3条の規定により平成17年を目途に検討が加えられることとなっている。					

施策目標7 親子ともに健康な生活を確保すること

7-I 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進を図ること

<実績目標>

- ・10代の人工妊娠中絶実施率を減少させること

【評価指標：10代の人工妊娠中絶実施率（平成11年（人口千人対）10.6）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
「健やか親子21」において平成17年度に見直しを行う。					

7-II 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援を図ること

<実績目標>

- ・妊産婦死亡率を平成22年度までに半減させること

【評価指標：妊産婦死亡率（平成11年（出生10万人対）6.1）】

- ・周産期医療ネットワークを平成16年度までに47都道府県に設置すること

【評価指標：周産期医療ネットワーク（平成12年 14都府県）】

- ・不妊専門相談センターを平成16年度までに47都道府県に設置すること

【評価指標：不妊専門相談センター（平成12年 18都道府県）】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
<ul style="list-style-type: none"> ・「健やか親子21」において平成17年度に見直しを行う。(人工妊娠中絶実施率) ・新エンゼルプラン(周産期医療ネットワーク、不妊専門相談センター)(平成16年度終了) 					

7-III 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を図ること

<実績目標>

- ・乳児死亡率の世界最高水準を維持すること

【評価指標：乳児死亡率(平成12年(出生千人対)3.2)】

- ・幼児(1~4歳)死亡率を平成22年度までに半減させること

【評価指標：幼児(1~4歳)死亡率(平成11年(人口10万人対)33.0)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	モニ	実績	モニ	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
「健やか親子21」において平成17年度に見直しを行う。					

7-IV 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ること

<実績目標>

- ・子育てに自信が持てない親の割合を減少させること

【評価指標：子育てに自信が持てない親の割合(平成12年度幼児健康度調査 27.4%(社団法人日本小児保健協会)】

- ・育児に参加する父親の割合を増加させること

【評価指標：育児に参加する父親の割合(平成12年度幼児健康度調査 37.4%(社団法人日本小児保健協会)】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モ二	モ二	実績	モ二	
13	14	15	12-16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
「健やか親子21」において平成17年度に見直しを行う					

施策目標8 母子家庭や寡婦の生活の安定を図ること

8-I 母子家庭の生活の安定を図ること

<実績目標>

- ・児童扶養手当制度の適正な運営を図ること

【評価指標：児童扶養手当支給件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					

8-II 母子及び寡婦の自立の促進を図ること

<実績目標>

- ・母子寡婦貸付金制度の適正な運営を図ること

【評価指標：母子寡婦貸付金貸付件数、技能講習会実施件数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	実績	実績	実績	実績	
13	14	15	16	17	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					